

役務提供契約における報酬の決定と その修正に関する序論的考察

上 井 長 十

はじめに

役務提供契約において、あらかじめ役務提供者が取得する報酬金額を決めていない契約は有効であろうか。また、あらかじめ決定されていても、実際に提供された役務内容がその報酬額に見合ったものではないと主張して、役務受領者が請求された報酬額の支払いを拒み、役務内容に相当な金額のみを支払うことで報酬支払債務から解放されることが許されるであろうか。

対価の「存在」は有償契約の成立要件として必須である。成立要件との関係において対価の「存在」の合意は、契約の性質決定（適用されるべき法規範の確定）について決定的要素となる⁽¹⁾。それに対し、対価の「数額」の決定は、契約の有効要件として、法律行為における目的の確定性要件と密接な関わりを持つ。しかし、我が日本民法典において、対価の決定準則について明確に定めた規定は存在しない。さらに、法律行為における目的の確定性をめぐる議論は、もっぱら契約関係における金銭債務の反対債務の内容（物、サービス）の考察が中心的検討対象とされ、対価の確定性について深い考察がなされているとはいえない⁽²⁾。それに対して、本稿の比較考察対象であるフランス契約法では、対価確定の

要否をめぐり、個別契約類型ごとに激しい議論が展開されてきている。そして、契約の有効要件として、当事者による価格決定を要求するか、それとも裁判官による事後的な価格の監視を前提条件とし価格決定をその要件としないか、という論点について、フランス契約法では、伝統的に原則として前者を採用してきた（しかし、この原則も1995年12月1日の4つの破毀院判決により動揺している⁽³⁾）。その例外として、役務提供契約の場合では、原則として価格決定は不要であり、価格決定は裁判官が事後的に決定することができるとの立場を現行フランス民法典制定当初から判例及び学説では貫いている。我が日本法における価格決定に関しては、一般的にその額の決定は必須の要件とはされず、不明確である場合は諸般の事情を考慮し相当な価格をその対価とするのが契約一般に妥当する考え方であると思われる⁽⁴⁾。このことからすると、役務提供契約にかぎっては、日仏両法で際だった結論的差異は見いだせないことになる。しかし、フランスでは価格の不決定ルールは例外則として位置づけられていることから、役務提供契約についてこの例外則を認める意義、あるいは、その根拠付けに関して、いかなる基礎理論的考察がなされているのかを確認しておくことは、我が法において必ず

しも光が当てられてこなかった領域の問題であるだけに、それなりの意義はあるのではないだろうか。さらに、本稿の第2のテーマである役務提供契約における報酬減額請求の可否をめぐる問題を論じるに際し、フランス契約法では、この報酬額不決定準則と密接な関連性を有する制度として捉えていることからしても、この問題を軽視することはできないと思われる。

価格決定が問題となる局面はこのような契約締結段階の問題に限られるものではない。役務提供者により実際になされたサービスとそれに対する報酬との間に対価的な不均衡⁽⁵⁾が存する場合に、役務受領者からの報酬減額請求は可能か、あるいは報酬額の当否が争いになった場合に裁判官が対価関係の均衡を図る判断（報酬の減額という手法に基づく契約内容の修正）を行うことができるであろうか⁽⁶⁾。契約一般原則である契約の拘束力の観点からは、原則として否定されることになるであろう。しかし、たとえば当該行為が暴利行為として民法90条の公序良俗違反であると認められるケースでは、全部無効あるいは一部無効とされたケースは少なからず存在し、これは契約の拘束力が絶対的なルールではないことを表している。ところで、契約における対価（金銭債権）⁽⁷⁾について、その減額という方法により給付間の均衡を図ることの意義や要件を考察する我が国における先行業績は多数あるも⁽⁸⁾、契約類型の特性に関連づけて対価の減額可能性を探索したものは極めて少ない状況にあるとあってよいであろう。これに対して、フランス法では、本論で紹介するように、報酬減額を肯定するにあたり、役務提供契約であるがゆえに、あるいは、

自由専門業者との契約であるがゆえに、といったように具体的な契約類型や業種と結びつけてその正当性を認めている。フランス民法において報酬減額の適法性を明確に根拠付ける条文が存在せず、また、対価的均衡を是正する手段として民法典が用意するレジオン（lésion）のリスト⁽⁹⁾から漏れていることから、学説では報酬減額をレジオンの例外として確立された判例法理の一つとして捉えるのが伝統的見方である⁽¹⁰⁾。

契約締結時における対価決定ルールと履行後の対価減額の可否という、一見すると全く次元の異なる論点とも思える問題であるが、役務提供契約における対価的不均衡の修正問題を検討するにあたっては、同契約類型における契約締結時点における上記報酬額決定ルールの特異性が大きく関与しているものと思われる。すなわち、役務提供契約は為す債務を主たる債務として一方当事者が負担することにその特殊性がある。その給付内容の広がり⁽¹¹⁾が契約締結時には明確ではないという、為す債務の特殊性から価格決定の不要性が導き出される。それに対して契約時に報酬額を決定していた場合については、給付内容の広がりに関する計算のリスクを役務提供者と受領者のいずれが負担するかという問題が生じうる。このリスクを役務提供者が負担すべきであるという判断が支持されるケースがあるのであるならば、報酬額の減額（給付の広がり報酬額に匹敵するほどのものではなかった場合）という手段により対価の修正がなされて然るべきであろう⁽¹²⁾。

このような日仏における役務提供型契約における対価決定原理およびその修正原理の探求を試みるにあたっては、一方で債権法を統

制する根本原理との接合問題、他方で個別具体取引の取引形態における特殊性の一般理論への影響、といった多元的検討を要するものである。そこで本稿は序論的考察と題し、現在におけるフランス法での議論状況を概観するかたちで問題点を明らかにすることにつとめ、続稿にむけた導入的考察を試みたいと思う。具体的には、まずフランス判例法が認める役務提供契約における報酬決定原理を簡単に確認し、さらに債務の目的規定の意義を踏まえたうえで、役務提供契約における報酬額の確定、および、報酬額の減額請求に関する判例法に対する学説の評価状況を見ていくことにする⁽¹³⁾。なお、以下では、この問題について裁判紛争になるケースの多い契約類型であるフランスの請負契約を考察対象の中心とし、適宜委任あるいは寄託といった類型にも言及することにする。

一 フランス判例法における役務提供契約の報酬決定原理—概要—

冒頭でもすでに紹介したことではあるが、ここで、フランスにおける役務提供契約をめぐる価格決定準則について判例の立場を簡単に紹介しておくことにする。

(1) 価格決定に関する2つの判例準則

役務提供契約における報酬額決定準則として、フランスでは以下の二つの判例法理が現在のところ確固たる地位を築いている。

まず一つ目の準則として、報酬額の確定方法について、「報酬の正確な額に関する事前の合致は、請負契約においては本質的要素ではない⁽¹⁴⁾」として、報酬の存在は請負契約⁽¹⁵⁾

にとって本質的であるも、当事者がその正確な額を契約締結時に確定させることをもって契約の有効要件とは解していない。さらに、それゆえに契約締結時に未確定の報酬額は、事実審裁判官が諸事情を勘案して決定することになる⁽¹⁶⁾、と判示し、契約当事者による価格不決定を根拠として、裁判官に報酬額の決定権限があることを公言している。

二つ目の準則として、報酬額が、実際に提供されたサービスに見合わないものであった場合に、裁判所は報酬の減額をすることができるというものがある⁽¹⁷⁾。

いずれのルールも、契約通則の例外をなすものであるという見方が、同国における判例、および学説の一般的にとらえ方である。すなわち、第一準則についてはフランス民法1129条で定める契約における債務目的の確定可能性に対する例外であり、第二準則については契約の拘束力に対する例外ということになる。なお、第一準則については、請負契約に普遍的に妥当するルールとして確立されているが、第二準則については、後に述べるように自由専門業者との間で締結される契約において拡張的⁽¹⁸⁾に認められてきているところであるが、役務提供契約一般に通用するルールとして認知されるところまでには至っていないのが現況である。第二準則については、その適用範囲が自由専門業者との取引に限定したものとするか、それとも役務提供契約一般のルールとして確立しうるものなのかといったことをはじめとして後述するように、その適用要件に関する議論は流動的である。

(2) なす債務を本質的債務として持つ契約 類型と二つの準則との関係

役務提供契約は、なす債務を主たる債務として含有することを本質とするものであるが、フランス民法典が定める典型契約の分類でいくと、請負、委任、寄託を包摂する概念として認識されている。そこで、これら典型契約と上記の二つの準則との関係についても簡単に見ておくこととする。第一準則については、伝統的に委任と請負において判例上採用するものであり、学説においても支持されているところである。しかし、寄託については、見解が分かれている。なす債務であるがゆえに報酬額の事前決定は不要であると判示した前出脚注⁽¹⁴⁾の破毀院商事部 1991年1月29日判決を引き合いに出して、寄託についても金額の不決定は契約の有効性にとって障害ではないとの見解を示す⁽¹⁹⁾ものと、それに対して、寄託を業としている者による保管の場合は、仕事内容が標準化(une prestation standardisée)されていることから、客観的な基準に基づいてあらかじめ価格を決めることができるとし、価格の決定を要するとの立場がある⁽²⁰⁾。

第二準則については、当初、委任において判例上その適用を認めていたところ、その後、請負にも認めるに至るといふ歴史的経緯を経て現在に至っている⁽²¹⁾。寄託については、第一準則と同様に適用の肯否について見解が分かれている状況である。裁判官には修正権限を認めないとした破毀院商事部 1979年12月18日判決⁽²²⁾が屢々引用され、判例は否定的であると評するものもあるが、同事例はいわゆる不予見ケースに該当するものであり、本稿が対象とするケースにまでその先例的価値

が及ぶかで見解が分かれている⁽²³⁾。

二 フランス法における価格決定準則 をめぐる議論

以上、現在の役務提供型契約における報酬額決定準則を紹介したわけだが、具体的な考察に立ち入る前に、そもそもの契約一般に通用している価格決定ルールとはいかなるものなのかについてまず確認しておこうと思う。フランス民法 1129条で、債務の確定性を定めているが、同規定が価格(金銭債務)についても適用されるのか、に焦点を当てた議論が華々しく展開されてきている。以下では、まず、問題とされている 1129条の規定内容について言及した上で、契約一般の価格決定ルールをめぐるフランスにおける一般的理解について紹介し、続けて役務提供型契約における価格決定準則に関する議論状況を改めて見ていくことにする。

1 フランス民法典における価格決定ルール

(1) 給付内容の確定ルールに関する概要

契約一般に共通する価格決定ルールを明確に定めた規定はフランス民法典に存在しない。もっとも、契約の有効要件について定めた民法 1129条の目的規定⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾については、その有償契約における対価(金銭債権⁽²⁶⁾)への適用可能性が議論の対象とされている⁽²⁷⁾。

それに対して、各個別契約に関する規定群の中で価格決定準則として位置づけることができるものとして、売買契約に関する民法 1591条があり、同規定の適用領域(他の契約類型への適用)については判例にその問題解

決を委ねている状況である⁽²⁸⁾。すなわち、民法 1591 条では売買契約代金は当事者により決定されなければならないと定めているが、判例は、同条は民法 1129 条と相まって契約一般における有効要件として機能し、原則として契約成立時に代金が決定されている（もしくは決定可能である）ことを求めてきた⁽²⁹⁾。そして、確定された価格の適正さについては、契約当事者の自由意思のもとでの価格決定であれば、それが当事者にとっての最良の決定なのであり、当事者はその価格に拘束され、価格が適正であるかどうかを判定する権限は裁判官にはないとの立場を伝統的に固持してきた⁽³⁰⁾。

そのほかの個別契約類型では、1709 条の賃貸借に関する規定、1710 条の請負に関する規定において対価について言及する。しかし、請負に関する 1710 条は、対価支払義務をその契約類型の本質⁽³¹⁾として持つことを定める趣旨であると解する見方が強い⁽³²⁾。それゆえに、売買に関する前述 1591 条と比較して、民法 1710 条を反対解釈し、役務提供型契約については、価格決定が契約の有効要件として求められていないと捉えるもの、あるいは、後述するように、給付内容の特殊性から売買契約と同様のルールに服するべきではない、といった考え方が出現し、価格決定を契約の有効要件とはしないとする解釈が判例および学説における一致した見解として定着している状況にある。

ところが、1995 年に出された 4 つの破産院判決が状況を一変させることになる。いわゆる枠組契約においては、契約締結時における価格決定は不要であり、契約の一方当事者による濫用的な価格決定がなされた場合は、裁

判官が契約関係に介入し、契約の解約を行うことができると宣言する判決と民法 1129 条は価格決定には適用しないという判決が同日に出されたのである。これをもって、代金決定に関する原則と例外が逆転したと評するものと、この判例変更が流通取引関係において要請されているものであることから、この領域に限定したものとして捉え一般化に反対する見解⁽³³⁾とが鋭く対立している。

(i) 民法 1129 条の意義

(a) 目的に関する規定群

民法 1129 条は、1126 条から 1130 条⁽³⁴⁾で定める目的に関する規定群のなかで、目的の確定性について定めた規定である。なお、1126 条から 1128 条では契約（合意）の目的と表現し、1129 条と 1130 条では債務の目的と表現されているものの、この一連の規定群で定める目的概念が対象とするのは債務の目的であると一般的には解されているといつてよい⁽³⁵⁾。そして債務の目的は給付（prestation）であって、あらゆる債務（obligation）は与える、為す、為さざることを義務づけられる給付をその目的として持つと 1126 条を読むのが正確であると捉えている⁽³⁶⁾。給付については、契約当事者の利益のみならず一般的な利益を損なわないために、その確定性、存在性、可能性、適法性⁽³⁷⁾の 4 要件が必要とされる。しかし、この 4 つの要件があらゆる契約に普遍的に妥当するものなのかについては、明確ではない。存在性や可能性要件は、もっぱら給付対象が「物」に関係する場合を想定した考察がなされており、「為す」という行為との関係性についてはあまり語られることはない⁽³⁸⁾。確定性以外の要

件が価格決定に与える影響については、とりあえず本稿の検討対象からは除外し、価格決定に一番影響を及ぼすと考えられる目的の確定性について見ていくことにする。

(b) 目的の確定性について

目的について定めた規定群の冒頭規定である民法 1126 条では、債務の目的について、以下のように定める。「すべての契約は、一方当事者が与えることを義務づけられるあること、または、一方当事者が為すこともしくは為さざることを義務づけられるあることを目的として持つ」⁽³⁹⁾。この「あること」とは、*chose*⁽⁴⁰⁾ という用語を用いているが、それは物質的な物を指す概念としてではなく、債務者が行うこと (*ce que doit le débiteur: quid debetur*)、すなわち、前述の給付 (*prestation*)⁽⁴¹⁾、を指す概念として用いられている。

給付については、民法 1129 条でその確定性を要求している。同条第 1 項で、債務は少なくともその種類において決定されているあるものがなければならないとし、第 2 項で、そのものの量は不確定でも、決定可能であればよいと定める⁽⁴²⁾。加えて 1130 条 1 項で、将来物 (*chose future*) についても、債務の目的とすることができる⁽⁴³⁾と定める。規定の文言からすると、いわゆる特定物と不特定物が給付対象物である契約の有効要件を定めたようにも解することができる。それに対して役務提供契約における給付 (役務) については、どの程度の確定性が求められているのか⁽⁴³⁾ に関しては判例⁽⁴⁴⁾ および学説において一致した見解が形成されているわけではない。第一準則の正当化根拠を、役務提供契約における給付目的の相対的な不確定さに求める⁽⁴⁵⁾ こと

が学説において有力視されているが、その有力見解においては、次に紹介するように、契約内容として捉えられてきた目的概念とは異なる意味を目的概念に溶かし込もうとする試みが展開されている。

(ii) 請負契約について—目的概念の多義化

本稿では、役務内容の確定性要件について比較的詳細な考察を試みている François LABARTHE の見解⁽⁴⁶⁾ を紹介することとする。請負契約においては、契約締結時にすべての詳細を明らかにすることは難しい⁽⁴⁷⁾ が、それが知的給付であれ物質的給付であれ、目標 (*objectif*) を設定することはできる。更に給付に期待される特性 (目標に至る手段) についても言及できるはずであるとする。目的 (*objet*) 概念を、給付のあらゆる様相を確定する要素として捉えるならば、役務提供契約において、目的は不確定でもよいと表現することができるが、契約の成立を認めることができる重要な要素として捉えるならば、役務提供契約において、目標が定まっていれば給付の目的は確定したと評価しうるのであるとする。当事者の同意 (*consentement*) と目的とは不可分の関係にあり、目標という意味での目的もなく同意が交わされると言うことはあり得ないことから、目標も確定されていなくてよいという意味で、目的確定性は不要であるとまではいえないのである。

(2) 役務提供契約における報酬額決定ルール (第 1 準則)

冒頭述べたとおり役務提供契約の成立及びその有効性にとって、報酬の決定は本質的ではないというのが判例において現在通用して

いる準則である⁽⁴⁸⁾。

したがって、前述したフランス民法典 1129 条の適用の有無についても、価格については適用しないということが論理的帰結として導かれることになる。しかし、この準則は役務提供者側に完全な価格決定の自由を付与することまでは認めていない⁽⁴⁹⁾。たとえば、価格決定が不誠実な態様により行われた場合には、フォートを構成し、その効果として報酬額の減額、あるいは、報酬請求の拒絶が認められるとした事例がある⁽⁵⁰⁾。このことについては、報酬減額で詳述する。また、価格の確定不要性は、契約締結時に自由意思に基づき当事者間で価格を確定することを妨げるものではない。役務提供契約における報酬の確定方法については、以下のようにさまざまな態様が考えられる。それらについて概観しつつ、裁判官が価格形成にいかなるかたちで関与しうのか（価格の決定か、価格の修正か）を見ていくことにする。

(a) 価格決定の方法

役務提供契約において、その報酬額を定める方法としては以下の異なる 3 態様がありうるとする。①まず、役務提供者により役務が提供され、その為された役務の価値を金銭に評価して報酬を定めるという方法がある。②次に役務が実際に提供される前の契約締結時に価格を包括的 (forfait) に決定するという方法がある。③3 つ目に、細目に関する価格表 (séries de prix) に基づき見積もりを作成しそれに基づき報酬を定めるという方法がある。これは建築契約において頻繁に用いられているものである。価格は契約において包括的に決定されるわけではない。見積もり

(paiement sur devis) にしたがって項目ごとに決められる。仕事が終了して初めて履行した分量に応じて確定的に決定することができる⁽⁵¹⁾。

この 3 つの中で、②については、あらかじめ報酬額が確定されることになり⁽⁵²⁾、価格は一方当事者の意思で変更することはできない。すなわち、これは契約の拘束力と不予見理論という契約の一般ルールが②については適用されることになる⁽⁵³⁾。すると、この価格決定態様に関しては、裁判官による報酬の決定プロセスへの関与というよりも、論点は報酬額の減額措置を裁判官が講じることができるのかにシフトすることとなる。このことについては後述する。ところで、報酬の包括的決定に関しては、射倖契約との関連性が取りざたされることが少なからずあり、このことについて簡単に触れておく。報酬額を包括決定することで、請負人は取引上のリスクを引き受けることとなり、それが取引価格に反映されることとなる。包括決定の場合に、報酬の修正が認められてこなかった理由はここにある⁽⁵⁴⁾。役務提供者が給付を行う過程で思わぬ困難さに直面し予定していない労力を注ぎ込んだとしても、あとからその分の追加報酬を請求することはできないわけであるから、そのようなリスクを当初の契約内容に盛り込むことがしばしば行われる。このように請負人は当初定めた報酬に見合うだけの労力を提供するだけではすまされないこともあるのであり、このことから請負人には履行において偶然性 (aléa) を負担することとなる。そしてこの偶然性の負担は、同契約の法的性質決定において射倖契約との連関を想起させるのである。そこで、報酬の包括決定をもって射

倅契約⁽⁵⁵⁾として性質付けることができるとする見解⁽⁵⁶⁾が登場する。射倅契約の特性としては、たとえば、偶然性の喪失はコーズの欠如をもたらす、レジオンは適用されない、ということがある⁽⁵⁷⁾。それに対して、射倅契約として性質決定されるための要件を充たすものではないとして反対する見解⁽⁵⁸⁾は以下のように主張する。すなわち、たとえば反対見解に立つLABARTHE⁽⁵⁹⁾は、利得と損失の機会が契約両当事者に付与されているか、及び、損得の機会は不確実な事実⁽⁶⁰⁾に依拠するのであるかという問いに対して、報酬の包括決定については、それを充たさないとして否定的な見方をする。前者の問いについて、役務提供者で自身の役務内容を過小評価した者は、損失のリスクを負うが、同様の役務を何度も行った上で価格を設定する場合は、そのリスクを常に負うということはない。役務提供者が過小評価した役務の提供を受けた時は、たしかに注文者は得をする機会を得たことにはなる。また、役務提供者の過大評価した役務を注文者が受けたとしても、注文者の希望に叶う仕事内容であったならば、より低い金額で同様の役務提供を受けることが実はできたとしても、損失の危険が生じたとはいえないのではないかとする。後者の問いについては、確かに不確実な事実に基づき思わぬ損失が生じる場合もあるが、請負人による価格査定のみが原因である場合もあり、一概に不確実な事実に基づいているとも言えないという。そのようなことから、当事者の意思は、報酬を包括決定することで、契約の性質を射倅契約にするというのではなく、価格決定が必須ではない契約においてあえて価格を確定することで、注文者はどれだけの金

額を支払わなければならないか、請負人はどれだけの金額を報酬として取得することができるかを明確にするだけのことである。

①の報酬額決定方法については、注文者が請負人に価格の決定を任せるというかたちが多い。注文者は請負人に全幅の信頼をおくことになり、請負人もその信頼に応えなければならないことから信義誠実さが他の契約にもまして契約関係上の根幹的な要素として求められることになる⁽⁶⁰⁾。給付の範囲が不明確であり、したがってその対価を確定することが極めて難しい場合は、有効な方法であるが、報酬額の決定を請負人に委ねることがもっぱらであり、その金額の妥当性が常に問題となる。後述する裁判官による役務提供契約における報酬額の監視（裁判官による決定、報酬額の減額という手段を用いた）を認める根拠として、この誠実義務の違反に対する特別な責任として捉えることを提唱する見解が増えてきている。

(b) 裁判官による報酬額の決定

役務提供契約においては、報酬額の確定は同契約の有効性にとって本質的要素ではないということを根拠として、実際に報酬額について紛争が生じた場合には裁判官による報酬額の決定が認められるとするのがフランス学説の趨勢とみてよい⁽⁶¹⁾。破毀院においても、同様の立場にあることは前述の通りである。

報酬額をめぐる紛争の出現形態としては、履行後に役務提供者が設定した金額の支払をめぐる紛争が生じ、役務受領者側は同時履行の抗弁（l'exception d'inexécution）を盾に支払を拒絶し、最終的に裁判所による給付内容とそれに見合う価格の評価に関する判断を

仰ぐというパターンが多い⁽⁶²⁾。

それに対して、役務提供契約における価格決定も、契約一般ルールの適用範囲にとどまっており、価格確定性要件の例外がこの契約類型では認められているとする一般的理解とは異なる理論構成を以下のように試みるものがある。まず役務提供があり、その後にそれに対する価格を確定することで契約当事者双方の債務間の相互性が確定するという実態を受けて、この種の契約は、一定の役務提供に対して一定の報酬を支払うという合意で、ひとまず請負契約が不完全ながら成立し、それが完成するのは、為す債務の給付がなされた後のあらゆる内容が判明した後である。したがって、価格の確定も契約の成立要件とする伝統的な契約一般のルールが適用されるという見方もありえ⁽⁶³⁾、そうなるも契約の有効要件として価格決定が不要ということではなく、契約の完成が履行の終了時期までづれ込むという特殊性が、同契約類型において内包されているにすぎないとみることもできるのである。このような視点に基づくと、裁判官による報酬額の確定の意義は、裁判官は後見的な立場で契約の成立をサポートする役割も担うということにある。

三 役務提供契約における価格改定 (révision) — 第2 準則

報酬の減額をめぐるのは、現行フランス民法典制定以後 200 年の時の経過の中で、以下のような法的論点が俎上に載せられている。
①まず減額が認められるその法的根拠である。契約法の原則である契約の拘束力に対する重大な例外として位置づけるのか、そうで

あるとしてもフランスにおいては対価的不均衡を是正する例外則がレジオン (lésion) というかたちで明文化されており、既存の制度との関連性といったことも議論の対象となる。また、②減額を認める前提として何らかの対価的均衡が崩れている必要があるが、そもそも対価的均衡とはどのような状態を指すのか、それが崩壊するとはどの程度の格差を生じさせることが求められるのかという、①の根拠論、および要件論とも深く関わる問題である。③代金減額の要件については、④その対象とする契約類型の範囲は如何に、⑤対価的均衡の欠如のみでよいのか、といったことが論じられている。④さらに代金減額の法的性質に関連して、裁判官の裁量に基づく代金減額という方法による契約内容改定権限付与の正当化根拠が論じられている。本稿では、紙幅の都合上、報酬減額の根拠について言及するに留め、その他の論点については、続稿において検討していくことを予定している。

1 破毀院の態度

1824 年の破毀院判決において、委任契約における報酬額の減額が認められて以来⁽⁶⁴⁾、現在に至るまで報酬減額を認容する取引の種類を拡大してきている状況にある。フランス債務法に関する諸概説書において報酬減額の歴史的概要にまで言及するものでは、凡そ以下のように現在までの流れを紹介している。すなわち、当初は、委任契約に内在する無償性を根拠⁽⁶⁵⁾に減額を認めていたが、現在においては代理権を伴わない仲介をはじめとする各種自由専門業にまで適用範囲が拡大してきており、もはや委任契約の特殊性をその正当

化根拠として捉えることはできないという⁽⁶⁶⁾。

なお、役務提供契約における報酬減額請求をめぐることは、契約の拘束力に対する例外をなすものであることから、その正当化根拠が慎重に論じられている。その根拠論をふまえた上で、報酬減額が認められる適用要件が形作られてくる。適用要件の確定問題については、報酬減額が認められる業種について、自由専門業に限定されるのか、それとも役務提供型契約に普遍的に適用可能なものであるのかといった適用範囲と、報酬額の決定方法や決定時期といった当事者の取引における行為態様が密接に絡み合っただけで検討されている状況にある。

2 法的根拠

報酬減額を認める裁判事例は、弁護士、会計士、医師といったようないわゆる自由専門業 (professions libérales) を中心に、その適用範囲が拡大されてきた⁽⁶⁷⁾。これらの契約は当初、本来的に無償性の性格を帯びているとして、委任契約として性質決定されていた。そして、1867年1月29日の破毀院判決では、「委任契約はその性質上無償であり、反対の合意がある場合、請負契約と異なり、実際に為された役務に対して報酬が法外のものである場合、その報酬を減額する権限を裁判所は持つ」という判断が示され、当初は、報酬減額の根拠として委任の無償性を掲げていた。このことは民法典の立法者および当初学説において、知的役務を委任契約と性質決定していた⁽⁶⁸⁾ことが少なからず影響している。ところが、その後、これら自由専門的役務を内容とする契約の性質について有償を原則とす

る解釈へと転換が図られ、さらに、委任契約は代理権を本質的要素として有する契約であるとする見方が多数的見解になると、委任契約として性質決定されていたこれら諸契約が、請負契約にその性質を鞍替えする事態が生じ、もはや委任の無償性に報酬減額の根拠を見いだすことが意味をなさないものとなってしまった⁽⁶⁹⁾。むしろ、報酬減額が認められる決め手は、契約の無償性にあるのではなく、知的活動が主たる給付内容を構成するかどうかという債務の目的レベルの話に移動したかたちになっている。しかし、給付内容の特殊性ゆえに代金減額を認めるのか、それとも、それとは異なるところに代金減額の正当化根拠を求めるのか、議論は混沌とした状況にあるとあってよい。

(1) レジオン (過剰損害) の例外的適用

契約法規範の根本理念として伝統的に踏襲してきた契約の不可侵性 (intangibilité) と非時間性 (intemporalité) は、現代フランス法においては唯一追求されるべき価値ではなく、均衡 (proportionnalité) や持続性 (pérennité) といった価値をも考慮するべき要素であると唱える見解が少なくない⁽⁷⁰⁾。そしてその実際的な実現方法として、契約の修正 (révision) —契約の一方当事者による、もしくは裁判官による—を認めることに見いだすのである。一方、裁判実務においても、有効に成立した契約について、その内容の不均衡を理由に修正を加えることが裁判上認められる場面がいくつもあるなかで、その軟化傾向の牙城となっている領域として、いわゆるレジオン該当ケースがある⁽⁷¹⁾。しかし、そのような状況にあっても、自由専門業者との

役務提供契約における報酬減額は、認容裁判事例が拡大化されてきており、これは法で明確に認められているレジオン適用場面以外の数少ないレジオン認容ケースであると捉えるものがある。すなわち、民法 1118 条の文言では、レジオンの適用場面を制限しているが、判例上、過剰損害的契約に対する修正を試みる場面があり、そのうちのひとつとして特定の職種における報酬の減額場面があるとみる。判決の文言上は当然のことながらレジオンの文言は表出しておらず、判例は、委任の無償性にその根拠を求めたり、コースの一部欠如あるいは、権利濫用、信義誠実違反、といった概念を根拠に減額を容認しているが、この報酬減額を法務官的判断 (jurisprudence prétorienne) としてレジオンの新たな適用場面を認めたものであるとする⁽⁷²⁾。

(2) 契約の特殊性

そうすると、なぜ知的活動を主たる給付内容とする自由専門業者による役務提供契約において、契約の拘束力の例外としての代金減額を認めるのかについての説明が必要となる。この問いに対しては、役務提供者が有するノウハウや裁量性といったその優越的地位が多分に影響を及ぼしていることをその正当化根拠として指摘するものがある。すなわち、報酬減額が認められる要件として判例では、その額が「法外・過度」なものであることを要するとしていることも加味して考えると、役務提供者が自身の自由専門業という地位を濫用する危険に対する裁判官による制御の必要性に報酬減額の正当化根拠を求めることができるとし、価格不決定原則とそれに対する裁判官への価格決定権限付与という第一

準則の延長線上に第二準則を位置づけるのである⁽⁷³⁾。もっとも、判例法が認めたレジオンの例外的適用場面であるとする見方に対しては、レジオンは契約締結時点にすでに存在する給付間の不均衡を是正する制度であるのに対し、役務提供契約の報酬は確かに契約時に決める場合もあるが、契約の履行後にはじめて不均衡が生じたかどうかを判断しうるのであり、この場合に対価的不均衡が認められることのみをもって、その修正を試みてよいかは、レジオンとは次元の異なる問題として把握しなければならないとするもの⁽⁷⁴⁾、あるいは、民法 1118 条において、レジオンの適用は厳格であるべきと宣言している以上、対価的不均衡の出現のみでその修正を図ることはできず、レジオン以外の根拠に代金減額の正当化根拠を求める必要性を説くもの⁽⁷⁵⁾がある。レジオン以外にその正当化根拠を求める見解には、説明義務違反の効果として代金減額を捉えようとする試みがあるが(次項目(3))、同見解に言及する前に、レジオンについて主観説 (subjectiviste) に依拠しつつ、レジオンと不預見理論を根拠に二元論を展開する PUIG⁽⁷⁶⁾ の見解を紹介しておく。レジオンの根拠を合意の瑕疵に求めるか否かにより、報酬減額根拠論はその立論方法が全く異なったものになるため、レジオンの法的性質決定が前提的事項として検討されなければならないが、序論的内容である本稿ではこの点に言及せず、別稿にて現代的議論状況を検討したい。

PUIG は、瑕疵ある同意により契約当初から存在する不均衡を是正することを目的とする点でレジオンの機能を有するとし、レジオンを主観的に評価する⁽⁷⁷⁾。続けて以下のような主張を展開している。報酬減額は、特定の

経済取引を規制する意図のものとされるのではなく、一定の自由専門職業人による濫用から顧客を保護することにあることから、このことはレジオンの根本理念と一致するものである。自由専門職業人との契約においては、過度な信頼を同人に寄せることがあり、そのことは顧客による自由な評価を阻む危険性がある。そのような状態に陥ってしまった顧客を保護する必要がある。報酬減額を認める趣旨をこのような点に求めるとするならば、客観的に給付間に不均衡があることをもって報酬減額を認めるのではなく、顧客が同意をするに際して自由な判断を阻害され、くわえて、役務提供者が顧客のそのような状態を利用した点に報酬減額を認める正当化根拠を求めなければならない。このように考えるのであれば、報酬減額が認められる範囲を自由専門職業人との契約に限定しなければならない理由はなく、役務提供者との関係で、顧客が心理的に弱い立場に陥るようなケースにおいて、一般的に適用可能な手段である。

もっともよい顧客の保護手段としては、請負契約における価格不決定準則（準則1）を尊重しつつ、役務の履行と提供された役務の確認の後に、役務提供者に支払う報酬額の交渉を企てることであり、そのために顧客に価格に関する情報が提供されなければならない。役務提供者にはこのような価格交渉に必要な情報を提供する義務が課せられる。

一方で、実際に提供された役務内容と報酬との不均衡が、同意の交換時には予見できないものであり、なす債務が履行された後ではじめてわかることであることから、報酬減額は例外的に不予見理論を採用するものでもあり得るとする。契約当初に契約価格を定めたとし

ても、契約当初は予見できなかった事情が生じたことで対価間の均衡が崩れ、それを報酬減額という形で修正することから、予見できなかった事情に基づく契約の修正として見ることができる。もっとも、請負契約においては役務提供者の能力や手腕が少なからず寄与するという特殊事情がある。

(3) 説明義務違反⁽⁷⁸⁾ の効果としての報酬減額

Karine de la Asuncion Planes は、役務提供者には、自身が提供する役務内容について、報酬を決定するに先だって説明する義務があり、どのような形であれ同義務を怠った役務提供者は、同義務違反を根拠として裁判官による報酬減額という介入に甘んじなければならないと主張する⁽⁷⁹⁾。契約自由は当事者に自由に価格と物の実際の価値との均衡（équilibre）を選択することを許すが—すなわち、両当事者が負担する債務間の不均衡は、彼らの意思の中に存在するが—、この理屈はまだ提供されていない役務の対価については説得力のあるものではない。給付の価値を判断できない、あるいは、リスクを冒したくない顧客は、受任者により提供される給付に比肩する、あるいは少なくとも期待するものに比肩する価格の設定を希望するはずである。専門家たる役務提供者は顧客に対して履行する内容および要求する報酬額を伝達する義務を負い、情報の提供によりはじめて契約法の下において当事者間の平等（égalité）が実現されることになるが、情報の不伝達は当事者間に不平等をもたらすがゆえに、その修正が必要となる⁽⁸⁰⁾。したがって、役務提供後に価格決定した場合、もはや当事者はその報酬額

に拘束されるとする判例理論についても、同氏は、契約の本質的要素についての情報が十分に判明しているものであり、この時点で価格交渉に臨む武器の平等（*égalité des armes*）が尊重されたことになり、それゆえに顧客は役務提供者から提示された報酬額に反対することができる可能性があったと裁判所は見なしたのであるとする⁽⁸¹⁾。

第二準則については、報酬減額を認める消極的要件として、役務受領者が「実際になされた役務を認識していて、かつ、役務が提供された後に、報酬を支払っていない」という消極的要件を課している。したがって、判例見解を純粹に対価的均衡に対する均衡回復措置として理解することは難しく、合意の瑕疵あるいは説明義務違反といった当事者の行為態様を、評価対象として判断する必要がある。

むすびにかえて

報酬額決定に関する第一準則については、消費者法秩序あるいは競争法秩序の観点から特別法において一定の制限が課されているような場面もあるが（特別法の内容及び議論状況については、続稿にて扱う予定である）、役務提供契約の特殊性ゆえに裁判実務及び学説間においてもその運用にコンセンサスを得られている状況にあるとあってよい⁽⁸²⁾。それに対して、報酬額減額に関する第二準則については、判例法が牽引役となってその適用対象領域が拡大され、あるいは適用要件の明確化が進んでいるものの、実務からの批判が一方であり、さらなる理論的探究が求められている状況にあるようである。とりわけ、弁護士報

酬の減額をめぐっては、1998年のクレディモ（Credimo）事件⁽⁸³⁾において報酬減額を認めた破産院の判断に対して、実務家から痛烈な批判にさらされている状況である。報酬の決め方が個別具体的な契約ごとに多彩であり（実際の労力に対する報酬であったり、長期の事務処理を依頼するときは月単位で一律報酬であったり、成功報酬であったり、と同じ職種、類似の役務内容であっても、報酬額の決定方法は当然異なってくる）、裁判例の具体的な検証が求められるところである。自由専門業ならばそれだけで報酬減額の対象取引として認定されるというわけでもないであろう。さらに、報酬減額が認められるためには、どのような、そして、どの程度の対価的不均衡が生じていなければならないのかという根本的問題がある。その評価は極めて難しい。

また、役務提供者からなされたサービスとそれに対する報酬との間に対価的な不均衡が生じている場合、代金減額請求を根拠付ける事実としては、当初契約で予定されていた役務と実際に給付されたものとの間に不一致があるケース（契約不履行型）⁽⁸⁴⁾と本稿が対象とした対価的不均衡ケースとに理念上、区別することが可能であるように思われる。この違いに対応して、報酬減額が認められる不均衡の程度も異なってくるのであろうか。一般的にいわれる契約不履行に対する救済手段としての代金減額は、不適合の程度に応じて代金額を減額することができるという説かれてきており、役務提供型契約における契約不適合ケースでも同様に処理されることになるであろう。それに対して、本稿が扱うような後者のケースでは、判例上、役務提供者が要求する額が法外なものであることを要求している

ことから、この場面でいう対価的不均衡は、契約不履行ケースが想定する対価的不均衡とは、その評価方法や不均衡の程度も異なってくるであろう。もっとも、役務提供契約特有の、契約締結時点における役務内容の視認困難さに起因する対価決定における不公平さを治癒する目的としての報酬減額であるならば、法外さの評価において吟味される要素として、当事者の行為態様をその評価対象リストに加えることの意義（役務提供者の説明にも限界があり、同義務違反あるいは悪辣さでは根拠付けられないケースであっても減額を容認すべき場合があるのではないか）について問い直し、慎重に検討しなければならないのではないだろうか。

注

- (1) たとえば、所有権移転型契約において、代金の有無が売買か贈与かの性質決定に重大な影響を与える。
 - (2) 日本法における債権の目的の確定については、奥田昌道編、金山直樹執筆『新版注釈民法（10）I 債権（1）』101頁以下、とりわけ104頁、を参照。
 - (3) Cass. Ass. pléni., 1^{er} décembre 1995 (4 arrêts: Bull. A. P. n° 7, 8, 9.). 同判例考察については、馬場圭太「代金未決定の契約の有効性」『判例にみるフランス民法の軌跡』（法律文化社、2012年）147頁以下参照。フランス民法1591条の意義あるいは枠組契約概念の考察において言及するものとして、野澤正充『民法学と消費者法学の軌跡』（信山社、2009年）173頁以下、同「有償契約における代金額の決定(1)(2)」立教法学50号186頁以下、同51号1頁以下参照。
 - (4) 契約において代金額を定めなかった売買契約における代金額は、目的物の時価によるべきであるとするとするものとして、石田穰『（現代）法律学講座13）民法V（契約法）』がある。フランスにおいては、売買代金額を一方当事者が確定しうる
- とする合意は認められていないのに対して、わが法においてこの点については明確ではない。古い事例としては、大判大正8年1月29日判決（民録25輯235頁）において、売買契約当事者間で相当価格との約定があるも、価格について折り合いが付かなかったケースで、裁判官が相当価格を決することができるかと判示したものである。
- (5) そもそも対価的不均衡とはなにかについて一義的に捉えることは難しいところである。本稿ではとりあえずのところ、ある取引において役務提供者が実際に行った給付内容に対して設定された価格と、通常一般取引人が設定するであろう代金（報酬）との間に著しい差異がある場合としておく。なお本稿では、役務提供者の不履行が原因となり生じる対価的不均衡は検討の対象外である。（契約不履行に対する救済手段としての減額請求については、拙稿「契約不履行に対する救済としての代金減額について」（法律論叢84巻2・3号、81頁以下）を参照されたい）。
 - (6) 我が国の裁判実務においては、紛争当事者が全部無効を求めたのに対し、裁判官が当事者の意思表示解釈の名の下に一部の無効のみを認めるということが行われている（たとえば、手形行為に関する最高裁昭和54年9月6日判決・民集33巻5号630頁）。我が国の裁判実務分析については、大村敦志『公序良俗と契約正義』（有斐閣、1995年）273頁以下（特に371頁の指摘）参照。
 - (7) なお、契約ごとに、そこから発生する金銭債権の具体的呼称は異なる。たとえば、売買であれば代金、消費貸借であれば利息、貸貸借であれば賃料、雇用や委任、請負、寄託であれば報酬と呼ぶ。そのほか商法においては、仲立は報酬（商法550条、問屋、運送取扱も報酬）、運送は運送賃（商法576条）、倉庫営業は保管料（商法618条）、他人のためにした行為に対する対価は報酬（商法512条）という用語が用いられている。本稿では、役務の対価として性質付けられる金銭債務を「報酬」と呼び、報酬が縮減されることを「報酬減額」と呼ぶこととする。

- (8) 当事者の意思表示の態様、当事者の契約交渉における行為態様行為、当事者の関係・地位、契約内容の反社会性といった要因などの契約当事者を取り囲む諸々の内外的要因を抽出、分析し、対価的不均衡状態の肯否を検討する試みが積み重ねられてきている。(たとえば、大村敦志『契約法から消費者法へ』(東京大学出版、1999年)265頁以下(特に269頁))。
- (9) 民法1118条で、一定の契約又は一定の人物においてのみ、レジオンは合意を瑕疵あるものにすると言明し、民法典では以下の3ケースのみにレジオンを認める。①889条：財産分割②1674条：不動産売買③1305条：未解放未成年者が行った契約。その効果は、取消(rescission)、あるいは不足分の補充である。
- (10) これに対して近時は、その正当化根拠について、後述する情報提供義務違反に対するサンクションとして再構成しようとする動きもある。
- (11) F. LABARTHE, Cyril NOBLOT, Le contrat d'entreprise では、「給付の広がり・範囲(étendu)」という非法律用語を多用する。同氏は、役務提供契約における給付内容(objet)の意義について、独自の見解を提示している。“objet”とその“étendu”との関係については、後述する。なお、同文献における本稿の検討対象はLABARTHEが執筆しており、以下の引用では、F. LABARTHE～と表記する。
- (12) その他に、暴利行為論で一般的に展開されているように、契約締結時における当事者の行為態様の悪辣性を認定要素として対価的修正を図るというように、契約類型の特殊性と関係なく減額が認められるという場面も当然であろう。
- (13) 報酬額決定の問題(減額を含む)は、弁護士報酬をめぐって裁判例が豊富にあり、そのあり方について様々な議論が展開されてきている。個別の契約類型ごとの検討は別稿にて言及する予定である。
- (14) このような言い回しが破毀院判決の決まり文句である(F. LABARTHE, op. cit. Le contrat d'entreprise, n° 351)。たとえば、身障者用の工房開発に関する調査を請け負った業者が、事前の報酬額に関する約束がないにもかかわらず対価の支払いを要求した事例において、1973年6月15日の破毀院第一法廷判決(Bull. civ. I, n° 202)は、諸事情を勘案して当該合意は有償行為であることから請負契約であるとまず認定したうえで、本文のような判断を行っている。なお、破毀院商事部1991年1月29日判決(Bull. civ. IV, n° 43)では、与える債務を生成しない契約においては、事前の正確な対価決定は契約の成立にあたって本質的ではない、と宣言し正確な対価決定の要否を債務目的の相違から判断した(cf A. BENABENT, Droit civil, Les contrats spéciaux civils et commerciaux, Montchrestien, 86éd, 2008, n° 755。同氏は、本商事部判決をもって、あらゆる役務提供型契約に通用するルールであると評する)。
- (15) ここで、フランス法における、なす債務を主たる債務目的としてもつ役務提供型契約に該当する各種典型契約の関係について説明しておく。請負契約(contrat d'entreprise)と委任契約(contrat de mandat)との違いは、委任が代理権に基づき他者に関する法律行為を行うのに対して、請負は他者のために事実行為を行う契約であるとの見方が通説的理解である。寄託(dépôt)は、物の保管を目的とする役務提供型契約である。委任と寄託は、原則として無償であるのに対し、請負は有償である。
- (16) par ex. Cass. Civ. 1re, 24 novembre 1993, Bull. civ. I, n° 339(挿絵本のレイアウト構成に対する報酬); Cass. Civ. 1re, 4 octobre 1989, Bull. civ. I, n° 301(私立探偵の報酬)。裁判官による報酬額の確定には、なされた仕事、提供されたサービスの重要性とその質、提供された時期、提供者の職業的資格や評判といった要素が考慮されるとするものとして、P. PUIG, La qualification du contrat d'entreprise, éd Panthéon-Assas, 2002, n° 427がある。そのほかに、当事者がかつて結んだ類似の契約や慣習、その業種の計算表といったものを参照して決まることができるとした判例がある。また、弁護士はその報酬額決定条件について顧客に予め伝えなければならないとし、

同義務違反の事実を価格決定の要素として勘案しなかった控訴院の判断を破毀した破毀院判決もある（破毀院民事一部 2000 年 7 月 18 日判決 Bull. civ. I, n° 214）。

なお、弁護士の業務執行に対する報酬については、弁護士の職務倫理に関係する特別法において、本文で示した第一準則と同様のことを定めている（司法職と法律専門職の改革に関する 1971 年 12 月 31 日の法律第 10 条、および、弁護士の倫理規範に関する 2005 年 7 月 12 日のデクレ第 10 条）。そこでは弁護士とその顧客間で報酬に関する合意がない場合、報酬は、慣習、顧客の財産状況、仕事内容の難易度、弁護士により示された費用額、弁護士の名声、弁護士の専心さを考慮して決めると定める。cf. H. ADER, A. DAMIEN, *Les règles de la profession d'avocat*, Dalloz action, 2013/2014, 14e éd., n° 46. 31.

- (17) 裁判例の一つ挙げておく。自動車修理工経営者が、税に関する事務をある公認会計士に任せていた。しかし税の徴収方法の変更を理由に、従前の年よりも三倍程度増額した報酬を会計士が自動車修理工経営者に求めた裁判で、以下のように判示し報酬額を減額した。「裁判所は、自由専門業者（profession libérale）とその顧客との間で報酬（honoraires）の原因となる仕事の履行に関する合意がなされた場合に、その報酬が過度のものである時は、実際に為された仕事を認識し、かつ、その仕事が為された後に当該報酬額を支払っていないのであるならば、その報酬を減額することができる」（Cass. Civ. Ire, 3 juin 1986, Bull. civ. I, n° 150）。同裁判について評釈した A. VIANDER (JCP éd. G, 1987II, 20791) は、裁判官による減額が許される根拠および、同権限の限界を衡平（équité）に求める。なお、この 1986 年の事例の処理にあたって破毀院は、税の徴収方法の変更に伴う会計事務の仕事量の増大の事実を会計士が顧客に伝えなかったことを会計士のフォート（助言義務違反）と認定している。また、会計士は顧客に対して、年次報告に加えて三ヶ月毎の報告をしていたが、後者の報告は顧客にとって不必要なことであるとも評価してい

る。これら二つのことが減額を正当化する決め手となったようである。

- (18) 仲介業を皮切りに、建築家、弁護士、法律顧問職、代訴士、公証人、銀行家、医者、企業コンサルタント、会計士、探偵、系譜学者と、裁判で問題となった職種は多彩である。
- (19) A. BENABENT, *op. cit.* Les contrats spéciaux civils et commerciaux, n° 755 (請負について), n° 946 (委任について), n° 1059 (寄託について)。
- (20) J. HUET (C. GRIMALDI により補訂), *Traité de droit civil, Les principaux contrats spéciaux*, 3e. éd., LGDJ, 2012, n° 33128.
- (21) 破毀院民事部 1867 年 1 月 29 日判決 (DP67.1. 53, S67.1.245, *op. cit.* Grands arrêts, T2, n° 280) では、委任は元来無償契約であり、反対の合意がある場合、請負契約とは異なり、実際に提供された役務と合意をした報酬とが均衡を欠いている（hors de propotion）のであるならば、合意をした報酬を減額することが裁判所ではできると判示し、請負契約における報酬減額を否定し、委任の無償性を根拠に報酬の減額を認めていた。しかし、その後、委任類型に該当しない契約について報酬の減額を認めていくこととなる。このことから、委任契約の無償性は、報酬減額の法的根拠たり得ないと評するものがある（*op. cit.* Grands arrêts, T2, n° 280）。しかし、委任契約と請負契約とでは、いずれも報酬の減額を認めるも、その法的根拠は契約類型ごとに異なりうるという仮説をたて、元来無償的性格を付与されてきた取引が現代では有償契約として様変わりしつつも、そこで支払われる報酬の意義も変貌したのかを検証するアプローチも軽視するわけにはいかないのではないだろうか。
- (22) Cass. com., 18 décembre 1979, Bull. civ. IV, n° 339.
- (23) ベナバンは役務の提供という共通性から、委任、請負と同様に第二準則の提供を肯定する（A. BENABENT, *op. cit.* Les contrats spéciaux civils et commerciaux, n° 1059）が、その一方で、保管費は一般的に事前に決定され顧客に知らされる

- ものであるとの理由でその適用に否定的な見解もある (J. HUET, *op. cit.*, *Les principaux contrats spéciaux*, n° 33137.)。
- (24) 民法 1129 条 1 項：債務は少なくともその種類 (espèce) について決定された一定のもの (chose) を目的として持たなければならない。二項：そのものの量は、決定されうるのであれば不確定でもよい。
- (25) そもそも目的が定まっていなければ、債務者は何をしなければならないのか分からず、債権者も債務者に何を要求できるのかが分からないわけであるが、目的の確定性を求める趣旨としては、特に債務者の安全を担保することにある。一方の当事者が事後的かつ一方的に過度なもしくは不十分な給付を他方当事者に強いることを阻止するためであるとするものとして、*par ex.* J. FLOUR, J-L. AUBERT, E. SAVAUX, *Droit civil, Les obligations*, 1. L'acte juridique, SIREY, 15^e éd, 2012, n° 236。
- (26) 金銭の給付については、たとえば売買では *prix*、賃貸借では *loyer*、特定のサービス給付や仲介委託においては、*honoraires* または *rémunération*、保険では *primes*、消費貸借では *intérêts*、排他的供給契約では *redevance*、労働契約では *salaire* という用語が、それぞれ対価を示す用語として用いられている (*par ex.* A. BENABENT, *Droit civil, les obligations*, 12^e éd, Montchrestien, 2010, n° 147. F. TERRE, Ph. SIMLER et Y. LEQUETTE, *op. cit.* n° 281.)。
- (27) *v. par ex.* P. MALINVAUD, D. FENOUILLET, *Droits des obligations*, 12^e éd, LexisNexis, 2012, n° 248s。
- (28) 1995 年の破毀院大法廷判決までの議論状況および同判決に対する学説の議論状況をまとめたものとして *Les grands arrêts de la jurisprudence civile*, T2, Dalloz, 12^e éd, p. 78. を参照。
- (29) *v. Req.* 7 janv. 1925, GAJC (= *Les grands arrêts de la jurisprudence civile*), Tome 2, n° 260. 1925 年 1 月 7 日の破毀院審理部判決：「売買代金が契約当事者により決定され指示されなければならないとしても、金額自体が原則として完全に決定されていることは必要ない。売買契約の成立のためには、一方当事者の意思に依存しない要素と結びつけて価格が契約条項において決定されうることである。」
- (30) F. TERRE, Ph. SIMLER et Y. LEQUETTE, *op. cit.* n° 276.; GAJC, Tome 2, p. 79, n° 4. このことに関する詳細な考察として、前掲野澤正充「有償契約における代金額の決定—契約の枠とその具体化— (一) (二)」がある。
- (31) *par ex.* A. BENABENT, *Droit civil, Les contrats spéciaux civils et commerciaux*, 8^e, Montchrestien, 2008, n° 748. これに対し, J. HUET, C. GRIMALDI, *op. cit.*, *Les principaux contrats spéciaux*, n° 21106 は、賃貸借における対価は本質的要素であるが、それに対して請負については、規定上対価の存在を本質的要素として位置づけるかのように定めるも、無償の請負契約はあり得るのであり、契約類型を決定づける要素とは解さないとする (*ibid.* n° 32113)。家屋の建築依頼に関する 1997 年の破毀院判決 (Cass. Civ. 3^e, 17 décembre 1997, *Bull. civ.* III, n° 226) では、「請負契約は何ら要式を要求せず、かつ、有償で締結したものと推定される」と宣言し、有償契約であることを証明せず、対価について決めていないことを理由に報酬の存在を否定した控訴院判決を破毀した。同判決の評釈では、判決文を反対解釈すると、無償の請負契約があり得ることを認めたものであると分析するものがあるが (P. PUIG, *La qualification du contrat d'entreprise*, éd. Panthéon Assas, 2002, n° 31), それに対して、ここで推定されるのは当該契約の有償性であって、請負契約の有償性ではない (したがって、請負契約という典型契約は常に有償であるとする) と評するものがある (F. LABARTHE, *op. cit.* *Le contrat d'entreprise*, n° 31)。
- (32) F. LABARTHE, *op. cit.*, *Le contrat d'entreprise*, n° 347 民法 1710 条は、「請負契約は、当事者で合意した価格と引き換えに、一方当事者が他方当事者のためにあることを行う義務を負う契約である」とし、文言だけを見ると当事

- 者による価格の合意が成立の要件と解しうる表現をしている。しかし、同文言は報酬の存在のみを指しているとするのが一般的解釈であるとLABARTHEは述べ、加えて、条文の文言から価格決定の要否を判断することは難しいとの見解を示す。cf Art1710: Le louage d'ouvrage est un contrat par lequel l'une des parties s'engage à faire quelque chose pour l'autre, moyennant un prix convenu entre elles.
- (33) J. HUET, Critique de la jurisprudence de l'Assemblée plénière sur l'indetermination du prix, in *Droit et vie des affaires* (mémoire d'A. SAYAG), Litec, 1997, p. 321.
- (34) 契約の有効要件について定めた1108条では、当事者の同意、契約締結能力、義務(engagement)の内容を形成する確定した目的、債務における適法なコースの4要件の存在を必要としている。そのうちの目的に関する規定が、この5つの条文ということになる。(1108条から1133条までの規定群において契約の有効性にことを定めている)。1126条及び1127条では債務の分類(与える、為す、為さざる)の3分類、物の使用と占有)について、1128条では給付対象の限定について、1130条では将来物について、それぞれ定めている。なお、契約の成立場面の問題として、1108条以下の規定群とは別に契約の存在性を吟味しなければならない段階があり、有効要件と存在要件を区別して捉えるべきであると指摘するものとして、Muriel FABRE-MAGNAN, *Droit des obligations*, 1, 3e. éd., PUF, 2012, p. 215がある。
- (35) 目的概念の内容および同概念に託される法的機能をめぐるフランスでの議論状況については、本稿にて言及したことを含めて、改めて別稿にて詳述する。契約は、その効力(effet)として複数の債務を創造し、それら債務は目的(objet)として一定の給付(prestation)を持つ、と解するのが一般的な理解である(par. ex. F. TERRE, Ph. SIMLER et Y. LEQUETTE, op. cit. n° 265; H., L. et J. MAZEAUD, F. CHABAS, *Leçon de droit civil*, TII, Vol. Ire, Obligations, 9éd, Montchrestien, n° 231)。
- (36) par ex. H., L. et J. MAZEAUD, F. CHABAS, op. cit., n° 232. 契約の目的については、取引の均衡を図るレジオン(lésion 過剰損害)、契約の適法性あるいは、濫用条項規制といった、総体としての契約(総体を、globalitéとかéconomie généraleといった言葉を用いて表現している)の有効性を検討する場面において機能する概念として捉える傾向にある。par ex. F. TERRE, Ph. SIMLER et Y. LEQUETTE, op. cit., n° 301; A. BENABENT, *Droit civil*, Les obligations, 12e, Montchrestien, 2010, n° 156.
- (37) 目的の存在性については、1108条、目的可能性については将来物(chose future)に関する取引の有効性を定めた1130条、給付の適法性については合意の目的とすることができる対象を定めた1128条(取引対象とすることができるもののみが合意の目的とすることができるという規定であり、内容はトートロジーの感が否めない)が存するのみである。
- (38) 債務法の諸文献では、目的についてはこの4要件を要するとするも、具体的な考察場面では、物をもたらす債務とそれ以外の債務に分けて、前者については存在性に言及するも、後者については要件として考察の対象とはしていないものなどがある: par. ex. op. cit. F. TERRE, Ph. SIMLER et Y. LEQUETTE, op. cit., Les obligations, n° 269~(同書では、目的の確定性、可能性、適法性の3つの要件を為す債務では充たす必要があるとする。A. BENABENT, *Droit civil*, Les obligations, 12é. éd., Montchrestien, 2010, n° 155も同様とする。H., L. et J. MAZEAUD, F. CHABAS, op. cit., Obligations, n° 234~では、可能性、適法性、債務者の属人性、当該サービスが債権者に利益をもたらすものであること、の4つの要件を充たす必要があるとする。
- (39) 1126条 Tout contrat a pour objet une chose qu'une partie s'oblige à donner, ou qu'une partie s'oblige à faire ou à ne pas faire.
- (40) 仏和辞典における一番目の訳は、物質的な概念としての「物」である。
- (41) 「あること」は、prestation(給付)という用語

- に置き換えて表現している。par ex. H., L., et J. MAZEAUD, *Leçons de droit civil*, t. II, Vol. 1, Obligations, par F. CHABAS, Montchrestien, 9éd., 1998, n° 232, 237; F. TERRE, Ph. SIMLER et Y. LEQUETTE, op. cit., Les obligations, n° 266; J. CARBONNIER, *Droit civil*, T. 4, Les obligations, 22éd., 2000, PUF, p. 117.
- (42) 物の品質についての言及はない。品質については、過去の取引履歴あるいは取引価格などを勘案し当事者の意思を裁判官が探求し確定することになる (par ex. op. cit. H., L., et J. MAZEAUD, F. CHABAS, *Obligations*, n° 237-2; op. cit. J. CARBONNIER, *Les obligations*, p. 119.)。
- (43) 契約通則規定以外にも、売買契約規定群では、民法 1583 条において、売買契約は目的物と価格の合意があれば完全になるとの契約の有効要件に関する規定があるが、それとは対照的に、請負契約 (委任、寄託も同様) に関する規定群では給付内容の確定が契約有効要件として明確に述べられていない。
- (44) 「第三者に助力する」とするだけでは、目的が明確ではなく、目的が欠けていると判断された破毀院事例がある (破毀院商事部 1983 年 2 月 28 日判決・Bull. civ. IV, n° 86)。本事例は、なす債務についても目的の確定性が必要であると言及する際に、しばしば引き合いに出される裁判例である。また、民法 1129 条について、民法起草者が有体物を想定したことは疑いのないことであるが、それに限定されないとの立場をとり、債務者が行うべき役務が明確にされていない場合、目的が欠落していることになる指摘するものとして、C. LARROUMET, *Droit civil*, T3, *Les obligations*, *Le contrat*, 4e. éd, Economica, 1998, n° 390.
- (45) F. LABARTHE, op. cit., *Le contrat d'entreprise*, n° 350, J. GHESTIN, G. LOISEAU, Y-M. SERINET, *La formation du contrat*, T. 2, L7 objet et la cause-*Les nullités*, LGDJ, 4e éd., 2013, n° 236. もっとも、報酬額不決定ルールをこの点に見いだすとすると、役務内容が標準化されることによりこのルールが妥当しなくなることになる。P. PUIG, *La qualification du contrat d'entreprise*, Ed. Panthéon-Assas, 2002, n° 377.
- (46) F. LABARTHE, op. cit., *Le contrat d'entreprise*, n° 324~.
- (47) 役務提供者に、結果に至るまでの手段選択の自由が多かれ少なかれ存在することが請負、委任、寄託といった役務提供型契約の特質でもある。
- (48) もっとも、請負契約の有効要件として、報酬の存在 (金額は不確定でもよい) を要すると宣言した破毀院判決として、1973 年 6 月 15 日判決 (Bull. civ. I, n° 202) がある。
- (49) F. LABARTHE, op. cit., *Le contrat d'entreprise*, n° 355.
- (50) 破毀院民事一部 1966 年 5 月 3 日判決 (Bull. civ. I, n° 261) では、トラクターのモーター修理契約において、修理工が注文者との間で価格の取り決めをせずに、修理を実施しその報酬を請求した事例において、価格に関する注文者の合意なく重要な修理を行った修理工にはフォートがあると宣言し、修理工の留置権を認めないと判断した。
- (51) P. MAULAURIE, L. AYNES, PY. GAUTIER, *Les contrats spéciaux*, Defrénois, 2003, n° 766~.
- (52) このなかにもさらに、一括価格を設定する方法と、報酬額を仕事結果に結びつける方法とがある。提供するサービス内容を明確にし、あるいは、規格化することで、取引の安全を図ることができ、消費者側にしても事前に同種の給付を提供する他者と比較検討することができる (F. LABARTHE, op. cit., *Le contrat d'entreprise*, n° 375)。
- (53) F. LABARTHE, op. cit., *Le contrat d'entreprise*, n° 378; op. cit. P. MAULAURIE, L. AYNES, PY. GAUTIER, *Les contrats spéciaux*, n° 766~.
- (54) A. BENABENT, op. cit., *Les contrats spéciaux civils et commerciaux*, n° 808, n° 1332.
- (55) 射倅契約として性質決定されるためには、給付が偶然に依存するために給付の範囲が不明確であることが要件として求められる。契約両当

- 事者に求められる要件であるため（民法1104条2項）、一方当事者の偶然の損失が、他方当事者の偶然の利得をもたらすという関係が必要である。したがって、履行が時の経過を要する契約のすべてに偶然性は内在するのであるが、偶然性があることから必然的に射俸契約と性質決定されるわけではない（P. MAULAURIE, L. AYNES, P. STOFFEL-MUNCK, *Les obligations*, 5 éd., Defrénois, 2011, n° 415; A. BENABENT, *op. cit.*, *Les contrats spéciaux civils et commerciaux*, n° 1319.）。フランスの射俸契約論に関する詳細は、西原慎治『射俸契約の法理』（新青出版、2011年）第2章、第3章を参照。
- 56) 系譜学者が依頼者の相続の事実を発見できたならば、相続額の一定割合を報酬として系譜学者に支払うとする契約において、「報酬は相続人が相続額を受領した場合にだけ支払われ、かつ、発見が奏功しなかった時、系譜学者が投じた費用はその者が負うというような危険を負担するといったような同契約の射俸的性格が証明された場合、事実審裁判官が相続の発見契約において系譜学者のために用意された報酬額の減額を拒否することは正当である」とした破毀院民事一部1960年11月3日判決（*Bull. civ. I*, n° 471）がある。
- 57) *par ex. op. cit.* F. LABARTHE, *Le contrat d'entreprise*, n° 378; J. FLOUR, J-L. AUBERT, É. SAVAUX, *Droit civil, Les obligations*, 1. *L'acte juridique*, SIREY, 15 éd., 2012, n° 88; A. BENABENT, *op. cit.*, *Les contrats spéciaux civils et commerciaux*, n° 1341～. レジオンは適用されないという特質と、報酬減額の根拠をレジオンに結びつける見解を接合し、この種の契約においては報酬減額が認められないと結論づけることが行われる。その他に錯誤や担保責任の主張を排斥する性質をもつ。
- 58) F. LABARTHE, *op. cit.* *Le contrat d'entreprise*, n° 379.
- 59) 以下本文では、F. LABARTHE, *op. cit.*, *Le contrat d'entreprise*, n° 379における同氏の見解を要約して紹介する。
- 60) もっとも、報酬の決定方法について特別法あるいは判例において情報提供義務が役務提供者側に課せられるようになってきたことも影響し、報酬決定の基準を示すことなくその価格を役務提供者が決定することは減少の道を歩むことになるとの見方がある（F. LABARTHE, *op. cit.*, *Le contrat d'entreprise*, n° 405）。
- 61) 当事者による報酬額の不決定を「補う」役割を果たすのが裁判官であると指摘するものとして、A. BENABENT, *Les contrats spéciaux civils et commerciaux*, n° 755がある。報酬額の不確定と役務提供者による一方的な報酬額の決定を認めることは、給付の実現をめぐる紛争を生じる危険を伴うが、事実審裁判官に報酬額の決定権限を付与することで、その袋小路から脱却することが可能となると評するものとして、P-H. ANTONMATTEL, J. RAYNARD, *Droit civil, Contrat spéciaux*, Litec, 6 éd., 2008, n° 450がある。また役務提供者に一方的な価格決定権限が与えられると、その権限を濫用するおそれがあることから、裁判官が価格決定権を有するとすることで釣り合いを図る必要があるとするものとして、J. HUET, C. GRIMALDI, *op. cit.*, *Les principaux contrats spéciaux*, n° 32192がある。なお、給付の価値が請求額に見合うものであることを証明する責任は役務提供者にあるとするのが判例見解である（破毀院民事一部1997年11月18日判決・*Bull. civ. I*, n° 313）。
- 62) F. LABARTHE, *op. cit.*, *Le contrat d'entreprise*, n° 423.
- 63) P. PUIG, *La qualification du contrat d'entreprise*, Ed., Panthéon-Assas, 2002, n° 398; F. LABARTHE, *op. cit.*, *Le contrat d'entreprise*, n° 423. あくまでも請負契約の本契約が当初の合意で不完全ながら成立し、一方的予約や双方向的予約、あるいは予備的契約といった本契約とは異なる合意が形成されるわけではない。当初の合意で、役務提供者は請負契約の内容を実施する為す債務を負うためである。
- 64) 報酬減額制度は、現行民法典以前の時代において、法律家や仲介人の報酬について存在して

- いた制度である。Jacques GHESTIN, *Traité de droit civil, La formation du contrat*, LGDJ, 3eéd, n° 771. 本判決は、現行フランス民法典制定後現在に至るまでにだされた報酬減額認容事例のバイオニア的事案として位置づけられている (A. PLANES (K. de la), *La réfaction du contrat*, LGDJ, 2006, n° 41, note (135); GAJC, Tome2, p. 776, n° 1.)。
- (65) たとえば、後掲 1867 年の破毀院判決 (Cass. civ., 29 janv. 1867, D. 1867.1.53)。民法 1999 条 1 項では、委任者は受任者に対して前払金と諸費用を償還しなければならず、報酬の約束がある場合はその支払いも義務づけられると定める。同 2 項では、受任者に責められるべき事情がなければ、事務が不奏功に終わったとしても費用償還と報酬の支払いを免れることはできず、さらに費用と前払金については、より少額でありえたということを口実にしてその減額を求めることはできない、と定める。第 2 項の反対解釈から、報酬については減額が可能という見解を導くことも可能である。Jacques GHESTIN, *op. cit.*, *La formation du contrat*, n° 771.
- (66) J. GHESTIN, *op. cit.*, *La formation du contrat*, n° 771.
- (67) 本稿では、honoraire という用語を「報酬」と訳している。同用語は知的給付を主たる役務の内容とする自由専門業者に対する対価を示す概念としてフランスでは用いている。
- (68) F. LABARTHE, *op. cit.*, *Le contrat d'entreprise*, n° 6.
- (69) F. LABARTHE, *op. cit.*, *Le contrat d'entreprise*, n° 195. 幅広い内容を含むフランスの請負契約に性質決定されることを重要視せず、自由専門業に報酬減額の可能性を限定することを強調する見解として、J. HUET (*op. cit.*, *Les principaux contrats spéciaux*, n° 32192) がある。なお、同国における請負契約の構造分析に関する議論を考察する近時の邦論文として、都筑満雄「フランスにおける請負契約の性質決定と再定位の議論に見る各種契約の一般理論と新たな契約の分類 (2・完)」(南山法学 38 卷 1 号 136 頁以下) を参照。
- (70) D. MAZEAUD, *La révision du contrat*, LPA, 2005, n° 129. 同氏は、報酬 (代金) 減額との関連性について、不正行為に対するサンクションとしての代金減額を契約不履行に対する主張手段として位置づけ (n° 13~), 本稿が対象とするケースを過剰損害に関する契約の修正場面として捉え、不均衡に対するサンクションとしての減額問題として位置づける (n° 18)。もっとも同氏は、本稿が対象とするケースは、専ら、役務受領者の役務内容の評価能力の欠如につけ込んだ、役務提供者の不誠実さが問題とされていると評する。
- (71) F. TERRE, Ph. SIMLER et Y. LEQUETTE, *Droit civil, Les obligations*, Dalloz, 11e éd., 2013, n° 311 は、このような破毀院の態度について、取引の安全を尊重する姿勢を示し、裁判官によるレジオンを根拠とした修正は契約の安定性 (stabilité) を害するものであるとの理解に基づくものであるとする。レジオンの制度概要については、山口俊夫『フランス債権法』(東京大学出版会 1990 年) 35 頁以下を参照のこと。
- (72) B. STARCK, H. ROLAND, L. BOYER, *Obligations*, 2. *Contrat*, 5éd., Litec, 1995, n° 860; H., L., et J. MAZEAUD, F. CHABAS, *op. cit.*, *Obligations*, n° 213.
- (73) G. CORNU, *RTDciv.* 1971, p. 172; J. HUET, *Les principaux contrats spéciaux*, LGDJ, 3e éd., 2012, n° 31259; F. LABARTHE, *op. cit.*, *Le contrat d'entreprise*, n° 431; P. PUIG, *La qualification du contrat d'entreprise*, éd. Panthéon Assas, 2002, n° 432, 434.
- (74) Gaël PIETTE, *La correction du contrat*, PUAM, 2004, n° 83.
- (75) F. LABARTHE, *op. cit.*, *Le contrat d'entreprise*, n° 431.
- (76) P. PUIG, *op. cit.*, *La qualification du contrat d'entreprise*, n° 432~.
- (77) P. PUIG, *op. cit.*, *La qualification du contrat d'entreprise*, n° 432 (p. 680). 筆者はレジオンを合意の瑕疵と関連性のある制度と見ているが、

このような契約当事者の主観的事情を加味した制度とする見方については異論がある。すなわち、提供された給付と契約から得た利益との間に生じている不均衡の有無だけをレジオンの成立要件とするのである (H., L., et J. MAZEAUD, F. CHABAS, *Obligations*, n° 211)。もっとも、レジオンを主観的に捉えつつも、報酬減額事例は、合意の瑕疵の推定問題であると主張するものがある。合意の瑕疵を根拠に裁判官による報酬減額を根拠付ける A. BENABENT (*Defrénois*1997, art. 36703, n° 166) は以下のように言う。すなわち、判例は①事前に報酬額が算定されていても、役務が提供された後にその報酬を支払った場合は、報酬の減額を認めない、②報酬がまだ支払われていなくとも、役務提供後に算定されている場合は、報酬の減額を認めない、という裁判官による報酬減額ルールを確立している。この二つの例外を見ると、報酬減額に関する裁判官の権限は、レジオンの適用を補正するものではなく、むしろ合意の瑕疵を推定するものとして捉えられるものである。というのも、役務の完遂は、顧客に対してその事実を知った上で行動することを可能とし、さらに、提供された役務に対して、報酬額を認諾もしくは支払う時に何らの圧力もないならば、この推定は回避されることになるからである (cf. しかし、同氏は債務法の著書 (A. BENABENT, *op. cit.*, *Les obligations*, n° 169) では、判例法が認めたレジオン適用ケースであると述べている)。

(78) 報酬減額の根拠を役務提供者側の説明義務違反に求めた破毀院事例もある。請負業者 Y が X から特殊床張工事の発注を受け (入札により)、5300 平方メートルの床を一括請負 (prix forfaitaire) で引き受けた。X は、二つの請求書の支払をした後に、実際に測量した。すると、Y が受け持つ床の面積は 2760 平方メートルしかないことが判明した。そこで、X は Y に対して過剰支払分の返還を求めたという事案において、一括代金 (prix forfaitaire) を提示する前に数量を検

査することが強制されており、施主 (maitre d'oeuvre) に対して事前の計画において明らかになったあらゆる異常あるいは不十分さを知らせなければならない。その職業的資格において請負業者は、仕事の始まり時点で、当初の面積と実際の面積との重要な相違について無知であってはならない。本事例では、請負業者はその相違を施主に知らせなかった。ゆえに、控訴院はそのことから請負業者は一括請負契約を信義誠実 (bonne foi) に履行しなかったとし、施主に請求額を払い戻さなければならない (2000 ユーロ) と判断した (Cass. civ. 3e, 2 mars 2005, n° 03-18080)。

- (79) K. de la Asuncion Planes, *La réfaction du contrat*, LGDJ, 2006. n° 44.
- (80) K. de la Asuncion Planes, *op. cit.*, *La réfaction du contrat*, n° 42.
- (81) もっとも役務の提供と報酬額の合意との間には、両時期を区別することができる多少の期間は存在するものであり、両者が同時と判断される場合は、減額請求が可能である (J. HUET, *op. cit.*, *Les principaux contrats spéciaux*, n° 31261)。
- (82) 近時における一連のフランス債務法改正草案構想における考え方については拙稿「フランス債務法校正検討作業にみる目的概念について」(三重大学法経論叢 29 巻 1 号 13 頁以下) がある。
- (83) 破毀院 1998 年 3 月 3 日判決 (Bull. civ. I, n° 85)。弁護士業務における報酬額減額請求については、判例考察を中心とした別稿の執筆を予定している。
- (84) 契約不履行に対するサンクションとしての減額請求については、森田修「契約総則上の制度としての代金減額—債権法改正作業の文脈化のために」(東京大学法科大学院ローレビュー第 3 号 247 頁以下) を参照。なお、拙稿「契約不履行に対する救済としての代金減額について」(法律論叢 84 巻 2-3 号, 81 頁以下) がある。